

在宅医療支援センター便り 第3号

藤沢市医師会
在宅医療支援
センター
2021年4月発行



藤沢市医師会在宅医療支援センターは、住み慣れた地域で最期までその人らしい療養生活を送ることを支えるために、情報の提供や多くの職種との連携を図って、スムーズな在宅医療ができるようにコーディネート業務を行っています。

市民の皆様からの直接のご相談はお受けしていませんが、地域の病院・診療所や、薬局、訪問看護ステーション、ケアマネジャー、介護職など、「医療・介護の関係者の方を通し」ご相談を受けて在宅医療機関の紹介、受診相談、退院支援などを業務としています。



第1号では、在宅医療について病院の役割などについて、第2号では、在宅医療を支える職種や事業所などについてお伝えしました。

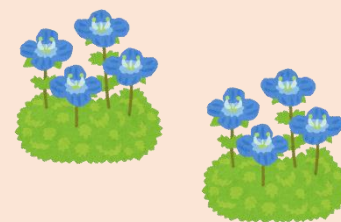
第3号では、在宅医療にかかる費用についてお伝えします。

在宅医療は、ご家族の協力のもとに「自宅にいたい」というご本人の気持ちを実現させるためのものです。

そして、在宅医療を選択する際の目的が、

- ①病状の回復なのか、
- ②現状維持なのか、
- ③お看取りまでのサポートなのか、

により、「**在宅医療プラン**」が変わってきます。ご本人、ご家族、医師、看護師などの間で共有しておくことが大切です。

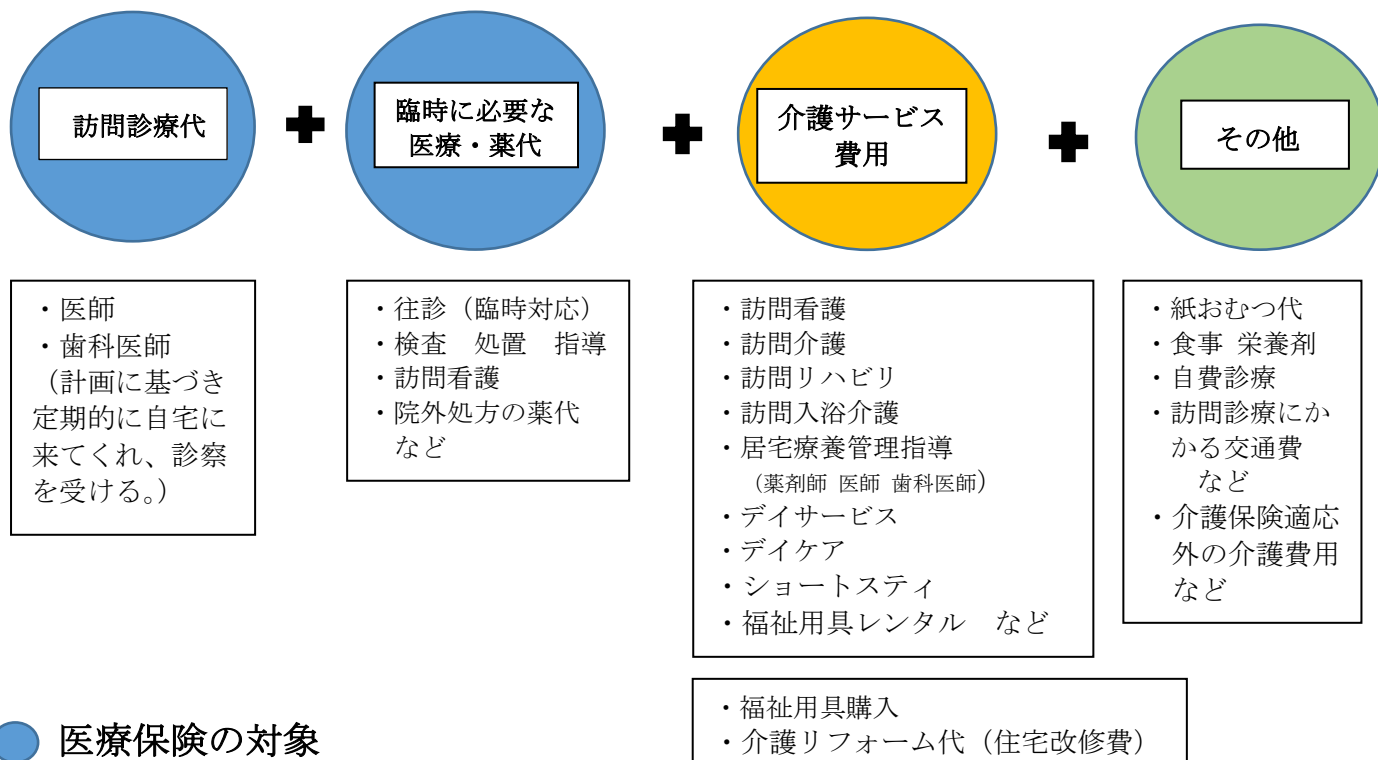


在宅医療にかかる費用のベースは、訪問診療と訪問看護になります。

ご自宅（施設）への訪問の回数は、状態に応じて医師・看護師・ケアマネジャーと相談して決めます。

訪問診療は1カ月に2回程度が一般的とされています。訪問看護についても利用することができます。訪問診療や訪問看護の回数は、医療処置が必要な場合など病状によって調整できます。例えばがんの終末期の場合、痛みやつらい症状に対し、訪問診療や訪問看護で毎日対応してもらうこともできます。

在宅医療にかかる費用



(訪問看護は病名や病状などにより、医療保険または介護保険のいずれかを使います。介護認定を受けている方は、原則介護保険での訪問看護となります。)

【基本的な訪問診療費以外にかかる費用】

・ 往診 (臨時対応) の費用

定期的な訪問診療以外に、患者さんの求めに応じて不定期に診療を受けた場合にかかる費用です。時間帯によって料金が変わります。

・ 在宅療養指導管理やそのほかの管理・診療の費用

病状によって指導管理料や診療料がかかります。
(例えば酸素吸入、高カロリー輸液、経管栄養法などへの指導・管理などの料金やがんの終末期などの診療にかかる費用のことです。)



・ 特定保険医療材料の費用

経管栄養法のための「経腸栄養輸液セット」など、医療機器そのものにかかるものもあります。

・ お薬 (薬剤) の費用



以上を見ると、在宅医療には費用がかかると心配になると思いますが、「**高額療養費制度**」があり、1カ月当たりの自己負担額には上限が決められています。

同月に支払う医療費 (保険適用以外の医療費やガーゼや絆創膏などの諸経費は除く) が高額になった場合、自己負担額の上限額

70歳以上の方の自己負担限度額は月 **18,000円** です。(平成30年8月より)

(※ 所得によっては自己負担額があがります。)

在宅療養を行う場合、その方の状態に応じて介護サービスをあわせて利用する事で、身体状況の維持・改善や、より安心した生活を送ることができます。

在宅医療を受けている方の多くは、介護サービスも利用されています。

【介護サービスにかかるお金】

介護サービスは介護保険で受けられます。

要介護認定を受け、どれくらいの介護が必要かの区分判定により、利用限度額や受けられるサービス内容が決まります。

利用限度額は、

- ・最も軽い要支援1で 50,320円～54,546円 /月
 - ・最も重い要介護5で 362,170円～392,592円 /月
- (※利用されるサービスによって利用限度額が変わります。)



利用限度額の範囲内であれば、原則利用した介護サービス利用料の1割の自己負担額で、介護サービスが利用できます。(年齢や所得によっては2割または3割の自己負担額になる場合があります。) また、利用限度額を超えてサービスを利用した場合は、超えた分は全額自費になります。

その他、ポータブルトイレやシャワーベンチなどの福祉器具の購入や、必要などころに手すりを付けたりする介護リフォーム代(住宅改修費)に対しての補助が受けられます。(詳細についてはケアマネジャーやいきいきサポートセンターにご相談ください。)

ただし、介護にも「**高額介護サービス費**」という自己負担限度額の制度が設けられており、申請すれば後で払い戻されます。(申請は介護保険課)

その他、介護の内容によって必要になるものとしては、

- ・紙オムツなどの消耗品費
- ・施設利用時の食事代や普通の食事が取れない場合の栄養剤などがあります。



❁ 医療保険と介護保険は別の保険ですが、連携して在宅での療養生活を支える仕組みとなっています。

そのため1年間(8月から翌年7月までの期間)の医療保険の利用者負担額と介護保険の利用者負担額の合計が一定の条件を超えた場合、申請によって超えた額を支給する「**高額医療・高額介護合算制度**」という制度もあります。

在宅医療にかかる費用は、患者さんの状態によってかなり変わりますが、

- ❁ 通院よりは高く
- ❁ 入院よりは安くなる場合が多くなります。



例えば・・・ 自己負担1割の70才「要介護2」方の場合

(医療サービス)

通常の診療

訪問診療 月2回
在宅時医学総合管理料
(月2回以上の訪問診療で24時間体制を取っている場合算定される費用)

1割負担 約7,000円



1か月 約7,000円程度+お薬代

緊急時の往診

平日日中1回 720円
(夜間・休日で異なる)
その他検査処置は別途



(介護サービス)

訪問看護

週1回 (30分)
健康確認 医療処置



通所リハビリ

週2回 (6時間)
入浴介助つき

訪問介護

週5回 (60分)
家事全般

福祉用具のレンタル

手すり付きベッド
歩行器



利用限度額の範囲で受けられるサービス例
1割負担 月額 約20,000円

おおよそ1か月 約30,000円

(※この金額の他、通所リハビリでの食事代や交通費などがかります。又、病状によって金額は異なります。)

様々な制度は、わかりにくいことが多くあります。具体的内容については、担当ケアマネジャーや、地域包括支援センターにご相談下さい。



在宅医療支援センターでは無料で出前講座を行なっています。

「在宅医療について」・「かかりつけ医を持つこと」・「ACP (人生会議)」についてなどお話しさせていただきます。人数の多少は問いません。

お申込みは、藤沢市医師会ホームページをご覧ください。

「出前講座申込書」をダウンロードしていただき、ご記入の上、FAX(41-9981)に申込みをお願いします。

発行

藤沢市医師会在宅医療支援センター
藤沢市健康医療部地域医療推進課

問い合わせ先

藤沢市健康医療部地域医療推進課

☎ 0466-21-9993

